

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の 取扱いについて（質疑応答集）【第2版】

令和2年10月

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
公益社団法人福岡県医師会

・はじめに

- 次のインフルエンザ流行に備えた新型コロナウイルス感染症に係る体制整備のため、地域で身近な医療機関においても新型コロナウイルス感染症に係る行政検査が可能となるよう、医療機関との委託契約締結を積極的に進めることとしました。
- 医療機関が行政検査を実施するためには、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）（その後改正を含む。以下「行政検査通知」という。）に規定された要件を満たす必要があります。
- 秋冬の医療提供体制の確保に向け、多くの医療機関のご協力につきましてよろしくお願いたします。

質疑・応答

- Q1 行政検査を実施するための具体的な要件はあるか。
- Q2 AIの「疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けていること（少なくとも診察室は分けることが望ましい）こと」とは、具体的にどういうことか。
- Q3 AIの「必要な検査体制が確保されていること」とは、具体的にどういうことか。
- Q4 委託契約を締結した場合、検査協力医療機関名は公表されるのか。
- Q5 補助額はいくらなのか。
- Q6 各種検査にはどのような違いがあるのか。
- Q7 発熱等患者の来院にあたって、特に留意することはあるか。
- Q8 検査結果が陽性であった患者への対応について、特に留意することはあるか。
- Q9 検査結果の報告は、いつまでに、どのように行えばよいか。
- Q10 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）での報告は必要なのか。
- Q11 県とどのような形で委託契約を締結するのか。

Q1 行政検査を実施するための具体的な要件はあるか。

A1 実施する検査方法別に要件があります。

1 PCR 検査(唾液、鼻腔拭い液(自己採取したもの))又は抗原検査(唾液、鼻腔拭い液(自己採取したもの))のみを行う場合

- ・ 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けていること(少なくとも診察室は分けることが望ましい)こと。
- ・ 必要な検査体制が確保されていること。
- ・ 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。(詳細は以下(参考)を参照)
 - ① 標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
 - ② 採取された唾液又は鼻腔拭い液(自己採取したもの)検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。

2 PCR 検査(喀痰、鼻咽拭い液、鼻腔拭い液(医療従事者が採取したもの)等の唾液及び鼻腔拭い液(自己採取したもの)以外の検体)又は抗原検査(鼻腔拭い液(医療従事者が採取したもの)、鼻咽拭い液)も行う場合

上記1に加え、以下の措置を講ずること。

- ③ 医療従事者が鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を装着すること。
- ④ エアロゾルが発生する可能性のある手技(例えば気道吸引、下気道検体採取等)を実施する場合は、N95マスク(またはDS2など、それに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を装着すること。

(参考)

「新型コロナウイルス感染症が疑われる者等の診療に関する留意点について(その3)」(抜粋)
(令和2年10月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

2 新型コロナウイルス感染症患者(同感染症が疑われる者も含む。以下同じ。)を診察する際の感染予防策について
(1) 各地域における新型コロナウイルス感染者の報告状況や帰国者・接触者外来の設置状況等を考慮し、各医療機関は下記に基づいて感染予防策を講ずること。

- ① 新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。
- ② 同患者から採取された唾液又は鼻腔拭い液検体を回収する際には、サージカルマスク及び手袋を着用すること。
- ③ 医療従事者が同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を装着すること。
- ④ 同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技(例えば気道吸引、下気道検体採取等)を実施する場合は、N95マスク(またはDS2など、それに準ずるマスク)、眼の防護具(ゴーグル又はフェイスシールド)、ガウン及び手袋を装着すること。
- ⑤ 同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ⑥ 基本的にシューズカバーをする必要はないこと。
- ⑦ 个人防护具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

Q2 A1の「疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けていること(少なくとも診察室は分けることが望ましい)こと」とは、具体的にどういうことか。

A2 ゾーニングの例として、以下のような方法が想定されています。(必須要件ではなく、実情に応じて検討すること。)

「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(抜粋)

(令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

2. 次のインフルエンザ流行に備えた体制整備における基本的な方向性について

(1) 地域の実情に応じて、多くの医療機関で発熱患者等を相談・診療・検査できる体制を整備すること。

(医療機関における感染管理)

- 地域の診療所等で新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診療・検査する場合、院内感染対策のため、患者の事前予約制の徹底と動線の確保を行う必要がある。
- これまで帰国者・接触者外来を担っていた医療機関は感染症指定医療機関や地域の基幹医療機関が多く、入口や診察室が複数確保できる等、医療機関内で動線の確保が比較的容易であったが、地域の診療所等において、必ずしも同様に院内感染防止のための動線の確保等ができるとは限らない。そこで、各地域や医療機関において、その実情を踏まえて、院内感染を防止しつつ、発熱患者の診療・検査を行う体制を検討していく必要がある。
- まずは、消毒や換気時間の短縮が可能で、患者の分泌物やエアロゾルへの曝露が限定的となる医療機関の診察室外での診療・検査を以下の方法で行うことを検討すること。
 - ・ 医療機関の駐車場において患者が自家用車等に乗った状態で診療・検査を行う。
 - ・ 診察室ではなく駐車場等の医療機関の敷地内で、必要に応じてプレハブや簡易テントを設置した上で、診療・検査を行う。
- 一方、建物外の診察・検査スペースを用意できず、診察室や待合室等を発熱患者等とそれ以外の患者で分けすることができない場合等は、他の患者との時間的な分離が必要となる。そのため、
 - ・ 診察時間のうちの一部の時間帯を発熱等疑い患者の診察時間に設定する(その場合、地域の診療所等と時間帯を分担することが望ましい。)
 - ・ 地域の複数の診療所で輪番制を組んで、曜日単位等で発熱患者等の診察をする医療機関を設定する等の対応を、地域の実情に応じて検討すること。
- 夜間・休日にも一定の相談・診療・検査体制が確保できるよう地域において調整の上体制整備を行うこと。

Q3 A1の「必要な検査体制が確保されていること」とは、具体的にどのようなことか。

A3 必要に応じて、採取した検体の検査を民間検査機関へ委託してください。

- ・ 診察した医療機関において検体の検査を行わない（採取のみ行う）場合は、民間検査機関へ検査の委託を行う必要があります。委託にあたっては、検体採取後の連絡方法、搬送方法、結果判明日時や検査結果の受取方法等の確認や調整を行ってください。
- ・ 現在把握している新型コロナウイルス核酸検出を受託可能な民間検査機関（県内）は、下表のとおりです（検査方法等の詳細につきましては各検査機関にお問い合わせください）。

民間検査機関一覧表

（SARs-CoV-2核酸検出を受託可能な民間検査機関）

※今後の検査状況等によっては、本表に記載のとおりとはならない可能性があります。
詳細については各検査機関に直接お問い合わせください。

	検査機関名	住所・連絡先	検査方法	対応可能日時	検査方法	検体提出方法	結果通知
1	公益財団法人 北九州生活科学センター	〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町1番4号 TEL:093-881-8282 FAX:093-881-8333	PCR検査 (喀痰・鼻咽頭拭い液・唾液) ※主に唾液	平日 9時～17時 (応相談)	PCR検査 (喀痰・鼻咽頭拭い液・唾液) ※主に唾液	原則集荷	当日・翌日
2	株式会社キューリン	〒806-0046 北九州市八幡西区森下町27-25 TEL:093-642-3911 FAX:093-642-3967	PCR検査 (鼻咽頭拭い液・唾液)	平日 9時～18時	PCR検査 (鼻咽頭拭い液・唾液)	原則集荷	翌日・翌々日
3	株式会社エスアールエル 福岡営業所・北九州営業所	〒816-0906大野城市中2-1-8 TEL:050-2000-4860 〒805-0014北九州市八幡東区茶屋町5-3 TEL:050-2000-4806	PCR検査 (喀痰・鼻咽頭拭い液・唾液) LAMP法(鼻咽頭) 抗原定量検査(唾液)	平日 9時～17時30分	PCR検査 (喀痰・鼻咽頭拭い液・唾液) LAMP法(鼻咽頭) 抗原定量検査(唾液)	ゆうパック・集荷 ※詳細は要確認	翌日～5日後
4	株式会社QOLセントラルラボラトリーズ	〒812-0062 福岡市東区松島1丁目44番12号 TEL:092-622-8666 FAX:092-622-1732	PCR検査 (鼻咽頭拭い液・唾液)	平日 9時～17時	PCR検査 (鼻咽頭拭い液・唾液)	集荷・ゆうパック	翌日
5	株式会社シー・アール・シー	〒813-0062 福岡市東区松島3丁目29-18 TEL:092-623-2111 FAX:092-623-2112	PCR検査 (喀痰・鼻咽頭拭い液・唾液)	月～土 9時～18時	PCR検査 (喀痰・鼻咽頭拭い液・唾液)	原則集荷	翌日

Q4 委託契約を締結した場合、検査協力医療機関名は公表されるのか。

A4 検査協力医療機関の公表の予定はありません。

- ・ただし、関係者（県等、保健所、医師会、地域の医療機関ほか必要と認められる機関）内で情報共有する場合があります。
- ・また、「診療・検査医療機関」の指定を受け、公表可とした場合は、「診療・検査医療機関」として県ホームページに医療機関名、電話番号等を掲載する場合があります。

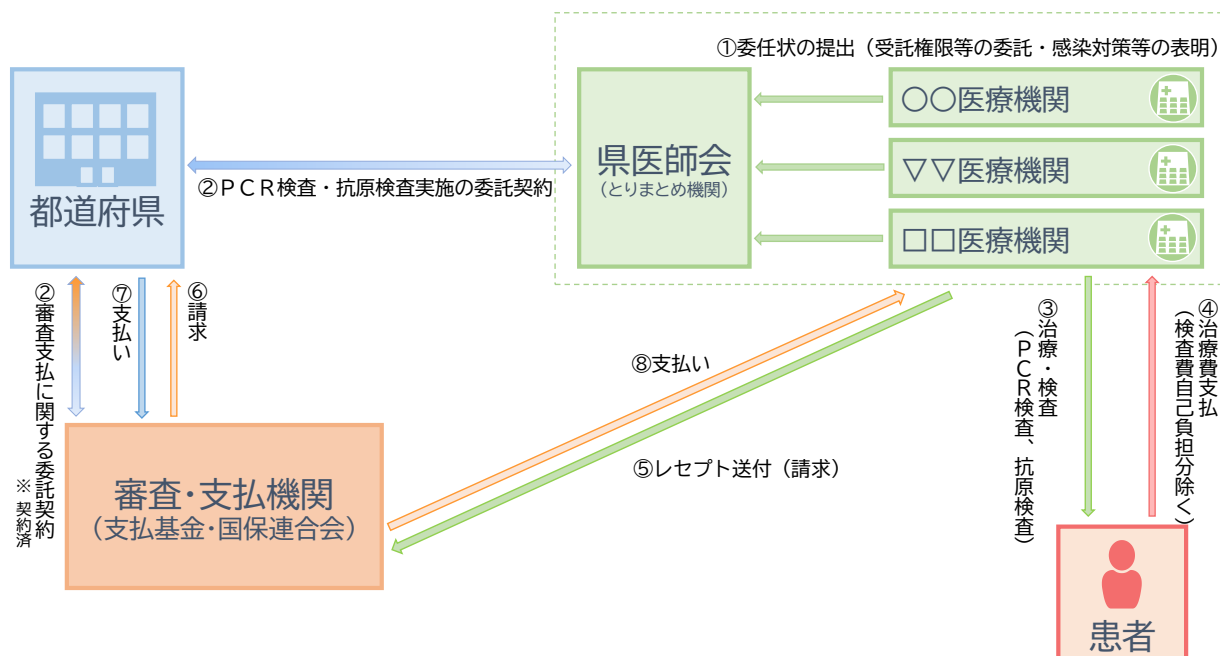
Q5 補助額はいくらなのか。

A5 ①又は②に係る、本補助事業による補助がなければ受診者が自己負担することとなる金額です。

- ① PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）+ 検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）
- ② 抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）+ 検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）

※ 保険給付がされる場合には、これを優先して適用し、他の公費負担医療の給付がされる場合には、感染症法第37条に基づく給付より優先して適用される公費負担医療については優先して適用することとする。

新型コロナウイルス感染症対応（PCR検査・抗原検査の費用自己負担分スキーム）



Q6 各種検査にはどのような違いがあるのか。

A6 各種検査の特徴は以下のとおりです。特徴に留意して検査を行ってください。なお、迅速・スムーズな診断・治療につなげるべく、抗原定性検査(簡易キット)を最大限活用した検査体制をご検討ください。

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)病原体検査の指針 第1版(P12)」

新型コロナウイルス感染症にかかる各種検査										
検査の対象者		核酸検出検査			抗原検査(定量)			抗原検査(定性)		
		鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液	鼻咽頭	鼻腔*	唾液
有症状者(症状 消退者含む)	発症から 9日目以内	○	○	○	○	○	○	○ (※1)	○ (※1)	× (※2)
	発症から 10日目以降	○	○	— (※4)	○	○	— (※4)	△ (※3)	△ (※3)	× (※2)
無症状者		○	— (※4)	○	○	— (※4)	○	— (※4)	— (※4)	× (※2)
想定される主な活用場面		・検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるため、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所等の検査専門施設や医療機関を中心に実施。 ・大量の検体を一度に処理できる機器や操作が簡便な機器など幅広い製品があるため、状況に応じた活用が重要。			・検査機器等の配備を要するものの、無症状者に活用できるほか、現在供給されている検査機器は、新型コロナウイルス感染症に係る検査以外にも、通常診療で実施される様々な検査に活用できるため、検査センターや一定規模以上の病院等において活用。			・検査機器の設置が不要で、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明するが、現状では対象者は発症2日目から9日目の有症状者の確定診断に用いられるため、インフルエンザ流行期における発熱患者等への検査に有効。		

※1:発症2日目から9日目以内の有症状者の確定診断に用いられる。

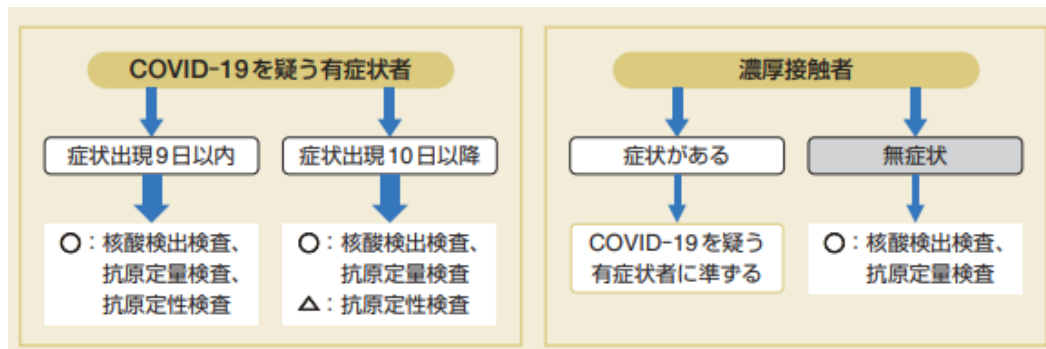
※2:有症状者への使用は研究中。無症状者への使用は研究を予定している。

※3:使用可能だが、陰性の場合は鼻咽頭PCR検査を行う必要あり。(△)

※4:推奨されない。(—)

* :引き続き検討が必要であるものの、有用な検体である。抗原検査(簡易キット)については、発症2日目から9日目以内

(検査フロー案)





Q7 発熱等患者の来院にあたって、特に留意することはあるか。



A7 来院する前に電話連絡してもらい、来院時間の調整や来院方法等の説明をするようにしてください。



- ・ 現在、発熱患者等は、事前に帰国者・接触者相談センターに相談の上、決められた医療機関を受診することとされていますが、発熱患者等の増加に伴い、今後は、かかりつけ医等の身近な多くの医療機関で相談を受ける体制を整備することとされています。
- ・ このため、発熱患者等から受診に関する相談が寄せられた場合は、来院時間、方法（マスクを着用して受診すること、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関の方法による受診を控えてほしいこと、事前に自宅で体温を測ってメモしておくこと、ドライブスルー方式であれば自家用車のナンバーや車種等の連絡をすること等）の説明・調整をお願いします。



Q8 検査結果が陽性であった患者への対応について、特に留意することはあるか。



A8 検査の結果、陽性であった場合、原則、自宅で保健福祉(環境)事務所からの連絡を待っていただくこととなります。検査実施時に、自宅待機に係る資料等をお渡しいただき、自宅での過ごし方の注意点を周知ください。

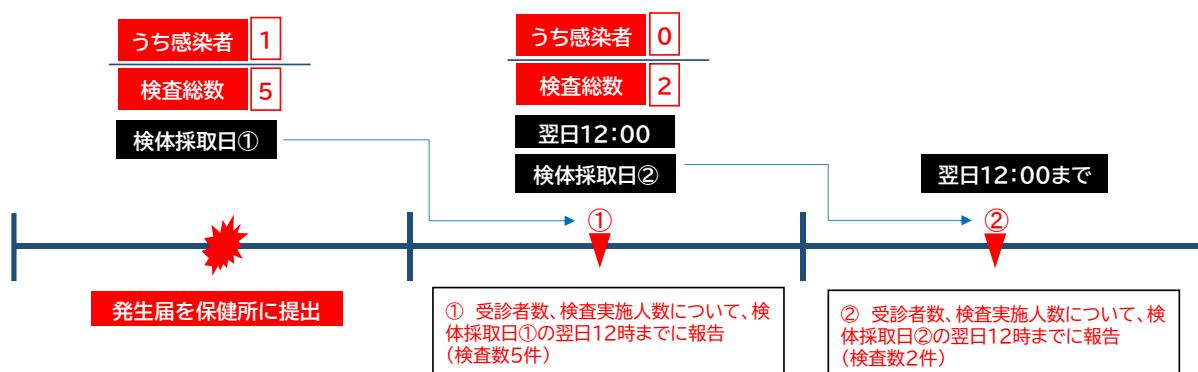


Q9 検査結果の報告は、いつまでに、どのように行えばよいか。

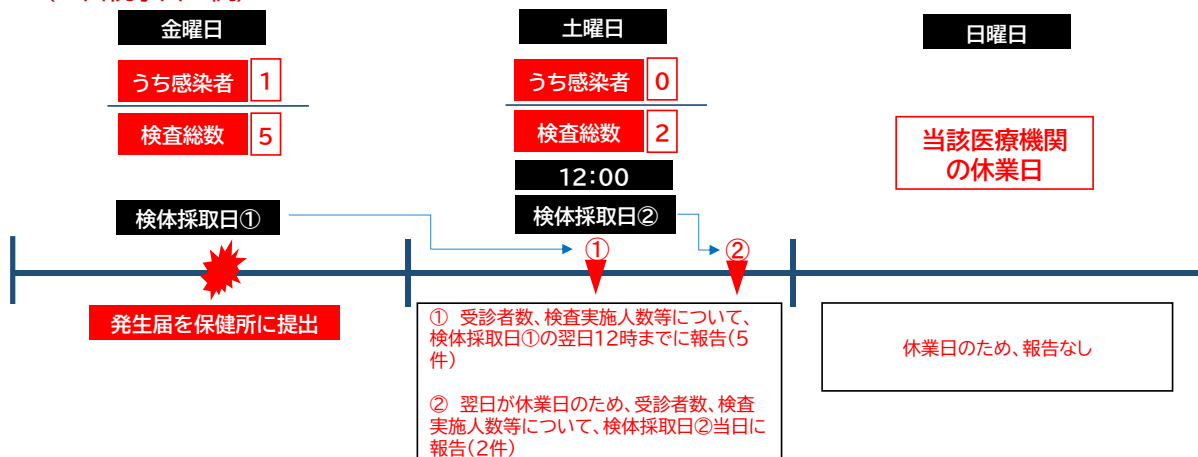
A9 以下のとおり報告をお願いします。

- ・陽性者については、直ちに保健福祉（環境）事務所に電話連絡の上、「発生届」をFAXしてください。
- ・診療日ごとに集計した受診者数・検査実施人数等を、保険適用検査（県-医療機関の委託検査）及び自由診療検査報告票により、管轄する保健福祉（環境）事務所あて、翌日12時までまでに報告してください。（翌日が当該医療機関の休業日の場合には、診療日（検体採取日）当日の報告をお願いします）。

（平日の例）



（土日祝祭日の例）



Q10 新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)での報告は必要なのか。

A10 HER-SYS への入力・届出が可能となるまでは、前頁のとおりFAXによる届出とします。

- ・県より、医療機関IDが付与され、入力・届出が可能となり次第、HER-SYSによる届出をお願いします。

Q11 県とどのような形で委託契約を締結するのか。

A11 医師会への加入・非加入で手順が異なります。

医師会加入の医療機関

委託契約締結に関する権限を県医師会に委任していただき、各医療機関の代理人として県医師会が県と集合契約を行いますので、医師会に委任状を提出してください。

- ・ 令和2年4月以降すでに個別契約を締結している場合、集合契約での委託締結により個別契約は失効

医師会未加入の医療機関

県と個別に委託契約の締結を行います。

- ・ 令和2年4月以降すでに個別契約を締結している場合、新たな個別契約締結により元の個別契約は失効